

奈良県新公会堂館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十一号

奈良県新公会堂館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

奈良県新公会堂館長に対する事務委任規則（平成元年三月奈良県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「奈良県新公会堂館長」を「奈良春日野国際フォーラム館長」に改める。

本則中「奈良県新公会堂の」を「奈良春日野国際フォーラムの」に、「奈良県新公会堂館長」を「奈良春日野国際フォーラム館長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。